

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (2 5 . 2 定)			
日 時	平成 2 5 年 6 月 2 4 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、鈴木副委員長、秋元・中村・小貫・酒井・上野・ 林下・新谷各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。安斎委員が中村委員に、松田委員が秋元委員に、山口委員が林下委員に、中島委員が小貫委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

再度、代表質問にかかわって質問させていただきます。

◎ウインドウズ X P 更新問題について

初めに、ウインドウズ X P の更新問題に伴って、今回シンクライアント方式に更新するというお考えを伺いました。まず、シンクライアント方式にする理由、それとメリット・デメリットについてどのように捉えているのか、お知らせいただけますか。

○（総務）情報システム課長

シンクライアントシステムを導入した理由でございます。

まず、情報セキュリティ面を強化する必要がありました。このシンクライアントシステムというのは、パソコンをサーバ側で一括集中管理することで、今まで個々のパソコンでそれぞれ操作する人によってセキュリティの状況が違っていたのを、一括標準化した統一レベルでのセキュリティの維持が可能になります。そういう意味で、これからの情報を管理していく上で、ほかのシステムと比較して最も効果的なシステムであるということが最大の理由の一つであります。

例えば最近、執務室で使うパソコンの万一の紛失や盗難による情報流出なども、ほかの自治体や企業などではあるように聞いておりますけれども、このシンクライアントシステムにしますと、端末が万一そういう事態に遭ったとしても、その端末を通じての情報流出の心配がないという、大変セキュリティ面にすぐれた構成になっています。

それから、パソコン自体がサーバの情報を手元で読み出して利用して終了するというだけの操作になりますので、ハードディスクを持っておりません。つまり、情報をそこで保留しないということで、先ほどのセキュリティの面が強化されているのですが、その構造が非常に簡単だということがありますので、パソコン単体の価格をとってみますと、これまでのシステムを入れたパソコンに比べると割安というメリットもあります。その構造が簡単なことによりまして、耐用年数も従来ですと 4 年程度であったものが、このシンクライアントシステムですと 6 年以上はもつと言われておりますので、そういう長い期間のトータルコスト的なことを考えますと、有利になってくるということが言えます。

デメリットの面なのですけれども、サーバに依存していますから、万が一そのサーバで障害が発生すると全部の業務がストップしてしまうというおそれがあります。このため、サーバについては 1 台ということではなくて、複数台を用意するという冗長化でそういう対応をしていきたいと思っております。

あとは、初期の段階で、ちなみに 1 回目のシステムを整備するときには、そのサーバを含めたシステムの構築ということになりますから、サーバの部分の初期導入費がやはり高くなっていくということはあると思います。ただ、これは、リース期間が長くなれば、トータル的なコストは最終的には安くなっていくだろうとは思っております。

○秋元委員

それで、今、メリットの中で割安になるというふうに御答弁いただきましたが、どのぐらい割安になるというような試算はされていますか。

○（総務）情報システム課長

X P 対応の今の形のパソコンが1.5だとしますと、それに対して大体1 ぐらいの割合で安くなるというふうに考えております。

○秋元委員

それで、以前にも話をしていたのですが、サーバを用いて一括管理するというところで、情報が非常に集中してバンクしたときの心配をしておりました。今の話の中でも、デメリットとしてそういうことも考えられるので複数台利用するということなのですが、サーバが多ければ、やはりそれだけ値段もリース料もかかってくるでしょうし、サーバの台数など、その辺はどういう考え方でしょうか。

○（総務）情報システム課長

シンクライアントシステムの構成の細かいところの検討といいますか、構築はこれから決めていきます。ただ、複数台ですから2 台から3 台程度サーバを考えております。そのための費用的な部分ですけれども、6 年間通算してみると、保守的な部分でいけばサーバを中心におよそ6,000 万円はかかってくるのではないかと試算しております。

○秋元委員

要するに、リース契約をする上で、例えばサーバのリース料、メンテナンス料なども含めて6,000 万円ぐらいということでもいいでしょうか。

○（総務）情報システム課長

サーバの部分のほかに、もろもろのかかるメンテナンス部分、保守費用全部を含めて、大体、今、話したような試算で考えております。

○秋元委員

今回、6 年間のリースで債務負担行為として大体2 億3,800 万円という試算で、今年度の当初予算で計上されましたけれども、メンテナンス料、サーバのリース料も含めて2 億3,800 万円ということですか。

○（総務）情報システム課長

債務負担行為で措置しております2 億3,800 万円とは別に、保守費用がかかるということになります。

○秋元委員

年間1,000 万円ぐらいの予算を考えていると思うのですが、シンクライアントシステムについてのリース料、またメンテナンス料も含めて3 億円近くになると思うのですけれども、わかりました。

それに伴って、今回、庁内のLAN の工事など、その辺はどのようになるのでしょうか。現在のままで、工事しなくて済むのか、新たな工事も含めて必要なのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）情報システム課長

それも、シンクライアントシステムの構成内容について、これから細部を詰めてまいりますので、それが固まりますと、庁舎内の必要な工事、例えば電気系統といったものが必要であるかどうかというのも見えてくると思いますので、今後、検討した結果で、その辺が出てくるということになります。

○秋元委員

まだそこまで詳細な部分は決まっていないということで、わかりました。

それで、代表質問で、水道局と病院局でのウィンドウズX P の更新についても伺ったのですが、水道局、病院局それぞれでX P の更新を予定する台数とそれに伴う予算、更新時期についてどのようにお考えでしょうか。

○（水道）総務課長

水道局に設置されています X P のパソコンは 88 台ございます。そのうち、庁内 LAN に接続しているパソコンは 41 台ありますので、これにつきましては、今後、本庁が進めますシンクライアント方式で対応するか、若しくは新たにパソコンをリース又は購入して対応するか、現在、検討しているところでございます。

また、インターネットや庁内 LAN に接続していない X P のパソコンが 47 台ありますので、これは水道の業務にかかわるシステムにつながっているもので、これらの機器の更新につきましては、今後、システムの更新などに合わせて随時行っていくというふうに考えております。

○（経営管理）管理課長

病院局におきましては、対象となるパソコンが約 500 台ございますが、これは平成 19 年度から整備を進めております電子カルテシステムを組み込んだパソコンでありまして、新市立病院の開院時に合わせて電子カルテの最終更新と一緒にパソコン本体を更新し、OS も更新する予定であります。

予算につきましては、新市立病院の新築経費の中でまだ精査中ですが、IT 関係として約 2 億円を考えていますので、その中でやりくりする予定であります。

○秋元委員

水道局では本庁とつながっている X P のパソコンが 41 台あるということで、これについては、シンクライアント方式にしないと、たぶん本庁と今後つなげることはできないと思うのですが、その辺はこれから考えていくのでしょうか、当然、つなげるということによろしいのですよね。

○（水道）総務課長

もしそういう対応が可能ということであれば、つなげていきたいというふうには考えてはございます。

○秋元委員

情報システム課に伺いたいのですが、本庁とつながっている水道局のパソコンの OS が X P であれば、当然、そのままつなげるというわけにはいかないでしょうから、水道局についても一緒に更新するということがよろしいのですよね。

○（総務）情報システム課長

X P ですとサポート期限が来ますので、当然、その後、更新するということについては変わりません。シンクライアントシステムに水道局のその部分に乗ってくるとすれば、一括した形での更新ということになると思います。

○秋元委員

今回、本庁舎のウィンドウズ X P の登載されている台数を伺いまして、600 台がウィンドウズ X P だと。それで、ウィンドウズ 7 が 646 台だということだったのですけれども、これからシンクライアントシステムにして端末が簡素化されるということで、現在あるウィンドウズ X P 以外の、ウィンドウズ 7 の端末につきましては、どのように考えられていますか。リース契約をされているということでしたから、リース契約の期間が残っているものがあるのか、もしあるとすればその解約に伴う何かがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）情報システム課長

ウィンドウズ 7 対応のパソコンが 5 月 1 日時点で 646 台ございまして、委員の御指摘のとおり、そのうちまだリース期間が残っているものがおおよそ 500 台ございます。これにつきましては、リース途中での中途解約をせず、市で廃棄せずに保管を考えております。

その用途としましては、各課で一人一人の職員が使うパソコンのほかに、課としての共用のパソコンもあります。それに使うのと、それから臨時職員や嘱託員が使用するパソコンとしても使えるという考え方を持っていますので、そういう使用のほか、万が一障害発生時に、もちろん至急復旧させますけれども、一時的なつなぎとして、緊急用のパソコンとして応急的に使うような、そういう形での使用ということで残したいと思っています。

○秋元委員

ウィンドウズ7のパソコンは大体500台ぐらい契約が残っているということなのですが、契約解除に伴う影響と申しますか、そういうものはあるのですか。契約が途中で解除できないのか、当然、契約解除に伴って何か影響があると思うのですが、500台を保管して使うとしても、臨時職員の方が使う、また、さまざま業務で使うとしても、引き続き500台が本当に必要なかどうかということなのですが、その辺はどうでしょうか。

○（総務）情報システム課長

500台をフルに使う状況というのはたぶんないと思います。ですから、予備で保存しているという形になりますし、リースに残っているものを途中で解約するほうの割損と申しますか、そういう部分のほうが多いものですから、それを考えまして、リース契約は継続して、できるだけ有効活用していこうというふうな考え方です。

○秋元委員

今回、このウィンドウズXPの更新に伴って心配していた部分が、シンクライアントシステムにすることで、地元の業者の方々が入札になかなか参加できなくなるのではないかと御心配をされている方がおりまして、今回も代表質問の中で伺いましたけれども、今、伺いましたとおり、セキュリティの面でも価格の部分でも非常に安くなるという部分では、メリットは一定程度あると思うのですが、実際、地元の業者の方が入札に参加できなくなるということが、今回のウィンドウズXPの更新だけではなく、ほかの事業などに波及していくのではないだろうかという心配と申しますか、懸念と申しますか、あるのです。たぶん地元の業者を守るという部分では、きっと一定の契約、入札の方法でこれまでも行ってきたと思うのですが、今後その考え方と申しますか、こういう考え方というのは、さまざまな事業に広がっていくという考え方はされていますか。

○（総務）情報システム課長

今回、シンクライアントシステムの導入を考えた理由としましては、先ほど答弁しましたように、何と申しても行政情報ですので、セキュリティ面を強化するという必要に駆られてそのシステムを調達できる業者による入札ということで今回スタートいたしましたので、この考え方につきましては、情報システム課としましては、このシンクライアントシステムがまずスタートだったために、こういう形で今回考えているということでもあります。

○秋元委員

わかるのですが、いろいろな事業に、いろいろな入札などに影響があるのではないかと感じるのです。安いものはきっとあるでしょうし、システムなどの構築になりますと当然、市内の業者もなかなか入りにくいという部分があると思うのですが、こういう考え方がほかの入札などに広がっていきますと、安い、そして技術が素晴らしいということだけで本当に入札が進められていっていいのだろうかということが一つ心配に思うところなのですが、そこを聞きたいのです。確かに今回は、このシステム構築で地元の業者の方々がなかなか参加できないというのはわかるのですが、これが広がっていくのではないかと非常に心配しますし、地元の業者も非常に心配されているのですが、この辺をもう一回答弁いただけますか。

○（総務）情報システム課長

今回のシンクライアントシステムの導入について事業者が決定して契約になったとしまして、今後のハード面、1台1台の機器の更新といった部分になったときの機器単体の調達などにつきましては、やはり従来どおり地元の業者が参加できる形での発注などをしていくという考えは当然、持っています。そういう意味では、全体の部分でどうなるかという答え方を情報システム課としてはできませんけれども、システムとしての調達の後の単体としてのそういう整備等については、やはり地元業者にも参入してもらって整備していこうという考え方を持っているということで、御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

今はシステムの件で伺いましたけれども、市のもっと全体的な事業に、入札にかかわる考え方を伺いたいと思う

のですが、一言どうでしょうか、市長か副市長。

○副市長

今回のシンクライアント方式について、確かにネットのつながりという面ではそういう形になるのですが、一つの端末としては、今、課長が申し上げたとおり、地元調達になると思います。

今後もしこのまま進んでいくと、シンクライアントもいずれクラウド方式、自治体クラウドのようになってきますので、まだまだ進展していくと思うのです。やはり地元の業者もそれに対応してきていただかなければならないだろうと私は思っておりますが、今の段階ではこれぐらいしか言えません。

あと、ほかの入札でいいますと、市全体の入札ですが、今のところ、そういうものは考えられておりませんので、入札はこのまま従前どおり進めていく方針になると私は考えております。

○秋元委員

◎公職選挙法の改正について

続きまして、代表質問で選挙管理委員会に、公職選挙法改正に伴って伺ったのですが、初めに、今回、大きな点で何点か、改正があったと思いますけれども、どのような点が大きく変わったのか説明いただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

このたびの法改正で大きく 2 点改正されております。

一つ目は、今まで選挙権が停止されていた成年被後見人の方に、一律に選挙権が回復されております。

もう一つは、公示日から投票日前日までインターネットを使った選挙運動が解禁されております。

○秋元委員

今回、大きく二つ、2 項目にわたって改正されたわけなのですが、実際、私自身、今回、代表質問の中でも訴えさせていただきましたが、例えばインターネットを使った選挙運動ですか、活動ですか、これについてもそうですし、成年被後見人の制度の問題もそうなのですが、周知がなかなか行き届いていないということの一つ思いました。

先日、成年被後見人の方には個別に案内しているという話だったのですけれども、例えばインターネットの選挙に関連しても、もう少し事前に周知するような方法あるのではないかと思ったのですが、選挙管理委員会の広報予算といいますか、非常に少ないと思ったのですけれども、広報に関して、選挙管理委員会の予算はどのぐらいあるのかお知らせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の平成25年参議院議員選挙の予算額で申し上げますと、選挙啓発チラシあるいは啓発物品、看板などを含めまして41万2,000円の予算であります。

昨年行われました衆議院議員総選挙に関しましては、啓発チラシの印刷、折り込みなどを含めまして、およそ59万3,000円となっております。

○秋元委員

他市を調べたら、たぶん人口規模など、いろいろとあるのでしょうかけれども、予算が結構割かれておりまして、その議会の議事録なども見たのですが、かなりの予算を使ってもまだまだ少ないのではないかという議論がされておりました。今回、投票率を上げる対策なども最後に伺いたいと思うのですけれども、この啓発チラシといいますか、この辺の予算が非常に少ないと思うのですが、今回、特にインターネットの部分に関しては、広報おたるや参議院議員選挙チラシの中でも周知していくということだったのですけれども、実際に周知を始める時期が遅いのではないかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の参議院議員選挙につきましては、6月26日に国会が閉会いたしますので、正式な期日は6月26日にならな

いと決まりません。そのため、今回は選挙の啓発のチラシに合わせまして、法改正の記事の掲載を同時に行わせていただいておりますので、6月26日から町会での周知チラシの回覧を開始する予定であります。そして、7月1日発行の広報おたると同様に啓発の記事を掲載する予定であります。

そのほかに、さまざまな情報を即時に発信できる手段といたしまして、従来から市の選挙管理委員会のホームページが有効であると考えておりますので、そちらでも、市の選管のホームページで即時的な内容は対応させていただいております。

○秋元委員

小樽市民の方は非常に選挙に対する意識と申しますか、高いというふうには感じるのです。代表質問でも例にとりましたけれども、全国と比べても2ポイントから3ポイント近く投票率が高いという状況でして、高齢化が進む中でやはり何らかの対策が必要なのだらうと思うのですが、特に今回のような法整備、法改正が行われたときにはなるべく、特に今回はインターネットを使って若い方々の投票率を上げるという意味もありますので、早くに周知できれば若い方々の意識も少しは変わるのではないかと思います。まだまだわからない部分が多い中で、市としてもなかなか、広報もホームページで行っているということでしたけれども、実際、選挙管理委員会のホームページへ行くまでには幾つかのページを経なければならぬわけですから、まだまだわかりにくいという部分はあるのかなと思うのです。

今回、期日前投票所の話もさせていただいたのですけれども、期日前投票所1か所に予算が250万円ほどかかるという試算をされていましたが、これは何日間で、職員の方が何人必要だとする金額なのか、これはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

250万円の内訳でございますけれども、その選挙の種類によって公示日から投票日まで期間が違いまして、期日前投票所の開設期間も選挙の種類によって変わってまいります。今回、参議院議員選挙に近いということで、16日間、参議院議員選挙に合わせて試算させていただきました。内訳の人数でございますけれども、選挙管理委員会事務局併任書記として、市役所の職員1人、そのほか臨時職員として4人、合計5人分の人件費を1か所といたしまして計算しております。

○秋元委員

パソコン等の機器の整備ということも予算に50万円ですか、あったのですが、期日前投票所のパソコンの設置というのは義務づけになっているのか、どういう扱いなのでしょう。

○選挙管理委員会事務局次長

増設する期日前投票所のパソコン設置の義務づけは、法的には恐らくないと思います。ただ、本市の場合ですと、約11万人の有権者がいる中で、複数箇所の期日前投票所で二重投票事故が起こらないようにするためには、やはり電子的にパソコンでシステムを構築して、どこの投票所に行っても5分前にその人が投票したという事実を確認できなければならないと思いますので、現実的にはパソコン機器の設置は必要であると考えられます。

○秋元委員

今回、250万円の予算の中で、16日間ということに試算いただいたということなのですが、当然、16日間ですか、設置できればいいのですけれども、私は何も16日間設置してほしいというわけではなく、1日でも2日でも行って、期日前投票所を設置している自治体もあるのです。要するに、どのように住民の方々が投票しやすいような状況をつくるかということを考えたら、理想は16日間ですけれども、私は1日でも2日でも3日でもいいのではないかと思います。選挙管理委員会事務局の方が他市のこともいろいろと勉強されているという話を伺っているのですけれども、他市の状況は実際どのように、期日前投票所の設置の状況なのですが、例えば1日しか設置していないような自治体も私が調べた中ではあります。その辺の状況は押さえていますか。

○選挙管理委員会事務局次長

道内他都市の詳細な設置状況、期日、時間帯というのは把握しておりません。ただ法律的には、委員がおっしゃるように、1か所の期日前投票所は法定どおり、日数、時間は短縮できませんけれども、増設する投票所はその市の実情に応じて、例えば1日、2日、あるいは最後の1週間、あるいは夜8時までの投票時間を5時までに短縮することなどができますので、恐らく他都市でも、全て期日前投票所の時間帯を共通の時間帯としているわけではなく、地域に応じて短縮しているものと考えられます。

○秋元委員

話はそれなのですが、今回、総務常任委員会に提出されます昨年度の事業評価についての資料の中で、実は選挙関連の事業の見直しがありまして、中心部の投票所の統合みたいなことも考えられているといいますか、話し合われているというようなことだったのですけれども、ここで聞いていいのかわからないのですが、実際、投票所が多くて少なくするような考え方があるのか、それとも予算の関係で投票所を少なくするような考え方があるのか、この辺はどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

今、47投票所ございますけれども、その関係の話、縮小するのかわかるといった話なのですが、本来は恐らく選挙管理委員会委員長がその件につきまして話をしなければ答弁にはならないのだと思うのですが、事実として話をすれば、実際、47の投票所というのは他都市に比べると恐らく恵まれている状況がありまして、投票率が道内の中でも少し高いというのは、そういうことも影響しているのだらうと考えています。

ただ一方で、事務経費なのですけれども、国からの委託金が今回、法改正で十数パーセント、投票所関係は20パーセントぐらい削減されたという現実があるものですから、その辺を見ながら、恐らく選挙管理委員会の中で検討されていくのだらうというふうに考えております。

○秋元委員

今後、議論されていくということだと思っておりますけれども、20パーセント予算が削減されるという現実があるということでした。

次に、今回、公職選挙法が大きく改正される中で、選挙管理委員会関連の研修会といいますか、講習会といいますか、たぶん全国レベルや全道レベルで行われていると思うのですが、全国レベルの研修会ですか、講習会ですか、そのようなところに小樽市選挙管理委員会事務局として、随行として来ていないのが稚内市と小樽市だけだったという話を伺いました。今回、大きく法改正される中で、なぜ参加されなかったのか、理由を聞かせていただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

全国市区選挙管理委員会連合会という全国組織がございます、委員がおっしゃっているのは5月に行われた東京での定期大会のことであると思っております。恐らくは七、八年前までは選挙管理委員1名のほかに事務局職員1名が随行していたと思っております。恐らく財政的な問題により、七、八年前から取りやめた経緯であろうかと思っております。ただ、出張が終わりました後に、選挙管理委員会の中で、出席された委員から報告をいただきまして、資料の提出を受けまして、事務局内で回覧し、情報の共有を図っております。

○秋元委員

七、八年ぐらい前から事務局としての随行はなかったということなのですが、特に何度も言いますが、今回のような大きな法改正があった場合に、私もこれまで何度か選挙管理委員会の方とやりとりをさせていただきましてけれども、何かあったら北海道選挙管理委員会や小樽警察署につなげていくという話をされていましたが、万が一問題があった場合に、例えば定期大会だったということで参加されなかったということなのですが、きっと大事な、重要な会議ではないかと思うのです。たぶん情報を収集する上ではいろいろな方法があると思うのです。

けれども、こういう大きな法改正に伴って事務局として参加されない中で、万が一問題があった場合に、どういう対応をされるのかと思うのですが、今、選挙管理委員会事務局から財政的な部分が一面としてあったと伺ったのですけれども、そういう側面が一つあるのか、財政部で、例えば選管から予算の要望や要求があると思うのですが、例えば研修や講習といったものに参加するための予算も省かれるような状況が実際あるのでしょうか。

○（財政）財政課長

個別にどの出張がどうというのは答弁できませんけれども、やはり真に必要なものは予算要求の中でつけていくという形になりますし、そうでないものは削っていくというのはほかの事業でも同じことかと思えます。

ただ、今回、法改正等があるということですから、必ずしも会議に参加するだけではなく、やはりいろいろな情報収集というのはありますので、そういうことを総合的に勘案しての考え方ではないかと考えております。

○秋元委員

大事なものは選ぶということだったのですけれども、そうであれば、ぜひ選挙管理委員会でも、先ほど年に3回ほどそういう会議があると伺いましたが、北海道の中でいろいろと連携をとっているという話でしたけれども、なぜ北海道の中でも小樽市と稚内市だけが参加されなくて、ほかはみんな参加されるのか、それは別に財政的に余裕があるということではなく、必要だから出ているのではないかと思うのです。予算要求、要望をする中で、そこはしっかりと財政部にも訴えていただきたいと思えますし、年に3回ある中のこういう大きな法改正のときですから、1回は事務局として随行して参加して資料をもらって、選挙管理委員会の中で話し合われるだけではなく、事務局として話を聞いてくるのが大事ではないかと思うのですけれども、その辺は違うのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

情報収集にはさまざまな手段がございますけれども、非常に大切な問題でございますし、公職選挙法の改正ということは誤りが許されないということもございまして、今後は今回のような大きな法改正があった場合など、必要に応じまして、予算要求などをしてまいりたいと考えております。

○秋元委員

ぜひしっかりとその辺は行っていただきたいと思えますし、あまり必要でないと思われる方も中にはいるでしょうけれども、私は必要だと思っております。一つは、なぜかという、前回の統一地方選挙の中でもミスがあったわけです。それと今回の法改正は、直接は関係ないです。ただ、万が一、何か問題があったときに、そのときに出ていなかったからではないかという見方をされるのは、私はどうなのだろうと思えます。しかし、最大限の努力はしていただきたいと思えますし、情報がなかなかない中で、私もいろいろと聞いておりますけれども、まだまだ不十分なところがあると思えますが、しっかりとそういう必要な場所に出向いて、事務局みずから情報を得ることがどれだけ大事かということは、一つだけ言っておきたい部分でありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○（総務）情報システム課長

先ほど、ウインドウズXP更新問題で私の答弁の中に誤りが1点ございましたので、修正させていただきます。

地元業者への対応のところでの説明で、シンクライアントシステムの発注についてはシステム構築業者の入札を考えていると、ただ、その後の機器の更新や単体の更新については地元業者に発注することを考えていると説明いたしました。システムとパソコンと一体の形ですので、今後、プリンタ等の周辺機器の調達については、従来どおり地元業者への発注で考えていきたいと思っておりますので、その部分では御理解いただきたいと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎JR南小樽駅のバリアフリー化について

J R 南小樽駅のバリアフリー化を求める声は、南小樽地区の町会なども活発に要望を出しておりまして、非常に広がってきているという印象を受けております。この間、市長をはじめ理事者の考え方にも注目してまいりましたが、今定例会の他党の代表質問への御答弁を含めて、やはり少し厳しいところだとどまっているのかな、あまり前進した判断にはなっていないのかなと私は受け止めております。

J R 北海道は、バリアフリー化の推進に向けては努力義務も課せられているということもありまして、いずれやらなければならない事業であると、しかし、現在は1日の乗降客が3,000人とされているのですけれども、その前の基準では1日5,000人という基準でありましたが、この乗降客数が5,000人を超えている駅でもいまだにエレベーターが設置されていない駅が残念ながら残っているのだと、そういうことで南小樽駅の優先順位はあまり高くはないという考え方があります。

しかし一方では、小樽市の新市立病院の統合新築という現状は、J R としても当然、理解しておりますから、小樽市が要望すれば、前向きに優先順位を含めて検討していただけるものだと私は受け止めておりました。そうしたことで、私としては、やはり新市立病院の開院に向けてこのチャンスを最大限に生かせれば、何とか南小樽駅のバリアフリー化というのは実現するのではないかと期待しているのですけれども、これまでの担当者間の折衝なども踏まえてどのように判断しているのか、まずこの点について伺います。

○（建設）まちづくり推進課長

南小樽駅のバリアフリー化を検討する上で新市立病院の存在は欠かすことはできませんけれども、J R 北海道によりますと、南小樽駅のバリアフリー化につきましては現在まだ検討段階であると、具体的な内容については未定であるということです。今後、J R 北海道から具体的な計画等が示された段階で、新市立病院の利用も視野に入れたバリアフリー化について、必要な場合は関係機関との協議も行いながら適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

○林下委員

私どもの考え方としては、やはり市が緊急性や重要度というものをもっとアピールしなければ、なかなかJ R 北海道も動かないというような感じに今の話も受け止めたのですけれども、どうも小樽市の基本姿勢として、バリアフリー化はJ R の責任でやるべき事業で、小樽市として費用を持ち出したり、費用を負担したりする、あるいはこちらから要望してやるべき事業ではないという判断に立っているのではないかと感じられるのですけれども、そういう考え方はありませんか。

○（建設）まちづくり推進課長

バリアフリー化につきましては、国の基本方針が既にございまして、そういった観点から私どもは、J R との協議あるいは情報交換などを行っているところでございまして、必要性という意味では、市としてはもう十分に認識しているところでございます。

○林下委員

町会長と市との定例連絡会議の中でも、市長はバリアフリー化については必要だという判断をしているということをおっしゃっていますし、私もそういう話を聞くと、やはりどんどん動いてくれるのかなという感じもしないわけでもなかったのですけれども、どうもここまで話が進まないのは、率直に言って、負担の問題以上に、市にすれば相手方、J R に対して何か特別な事情があってなかなか話が進められない状況になっているのではないかと感じるので。

それで、新市立病院の性格や、J R 北海道も公共性という極めて高い使命を持っているわけですから、率直に話し合えば、まだまだこうした環境整備を進めるチャンスはあるのではないかと思うのですけれども、障害になっている点があるとしたら、何かそういう考えがあるとすれば、聞かせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、委員から、障害というような話がありましたけれども、私どもは J R 北海道と協議しておりまして、実際、障害というものは感じておりません。率直にお互いに意見交換ができておりますので、その辺につきましては、私どもとしては特に感じていないところでございます。

○林下委員

J R としては、いろいろな、例えばバリアフリー化をするためには、今の駅舎を全面改修しなければなかなか難しいといった考え方もあるようではございますけれども、そういった事情も小樽市に情報としては伝わっているという理解でよろしいのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

南小樽駅の全面改修という話まではいただいておりません。ただ、改修するとしたら、かなり手を加える場所があるというような話が出てきたことはございます。

○林下委員

いろいろな、設計などにかかわっている人方に伺うと、そういうスペースの問題などを含めて、小樽市にも協力していただかなければなかなか難しい課題が実はあるのだという話も聞いております。ぜひ積極的に情報交換をしていただいて、何とかこういうチャンスを生かしてもらえないかというのが私の意見でありますので、その辺も含めてよろしくお願いします。

◎新市立病院開院に向けたバス路線の整備について

次に、済生会小樽病院が築港に移転する計画が明らかになって以降、あの地域の住民からは、住民が通院するための足が必要だと、何とか考えてもらえないかということのを要望として聞いておりました。それで、中央バスはその要望に応えるべく、いろいろと小樽市にも、例えば交差点の隅切りを直してほしい、広げてほしいといった話があったとは聞いているのですけれども、特に石山町と豊川町の住民にとっては、現在、手宮仲通りというのですか、そういう場所では実はバスもないのです。現在、あの辺の住民が済生会小樽病院に行くには、山を越えてと言ったら表現が適切ではないのかもしれませんが、ちょっとした丘を越えて歩いていける環境にはあるのですが、済生会小樽病院が移転することによって、通院の足が非常に心配だということで、一度、私も委員会などで、何とか検討できないかと、住民の数からいけば採算性からなかなか厳しいかもしれないけれども、当時は、デマンドバスといったものも含めて検討できないかという話をさせていただきました。しかし、採算性の問題は大きな問題ですから、簡単に解決できるとは思っていませんけれども、現在、小樽市と中央バスとの定期協議という場もあるようですから、このあたりでどのような議論がなされてきたのか伺います。

○（生活環境）生活安全課長

ただいま、石山町や豊川町付近の住民の方の足ということでの御質問だったかと思えます。

今、林下委員からありましたとおり、御指摘があった地区については、バス路線としましては、中央バスの梅源線、赤岩線、あるいは今、済生会小樽病院の話もありましたけれども、赤岩・ばるて築港線が路線としてあろうかと思えます。

さらに今の線に加えまして、より細かい線を住民の足として利用できないかという御質問かと思えますが、委員から今ありましたとおり、民間のバス事業者は、公共交通をやってもらっているという事情もあるところなのですけれども、一方、どうしても民間企業であるというところでの採算性、そういう面を考慮しての現在の路線設定かと思えます。その中では、今の路線にさらに細かく路線を入れていくというのは、確かに少し厳しい状況であるのではないかと認識しているところではございます。ただ一方、今、御指摘がありました中央バスとの定期協議の中では、赤岩・ばるて築港線について、現路線をさらに、これまで済生会小樽病院を利用されていた方の利便性をより確保するという意味合いだと思うのですけれども、早朝便の実施を検討しているというふうには伺っております。

そういうことを含めまして、これまでの地域、地元の利用者の利便性を確保されるものかというふうに考えているところでございます。

○林下委員

今、御答弁にありました赤岩・ばるで築港線の延長や、増便というのですか、早朝の対応や、済生会小樽病院が移転するというので、対応していただいたということで私も理解はしています。それに伴って新市立病院にも経由して入っていくということで、路線も変更になっておりますから、非常に前向きに取り組んでいただいていると思うのです。

ただ、これは手宮地区の住民の声として非常に反映されたと思うのですが、今度、長橋地区にとって、医療センターがいずれなくなるということで、あと1年余りたてばそういう状況が現実のものになります。それで、何とか通院対策ということも含めて考えてもらえないかという声はずいぶん出ております。そういう面での対策というか、検討といいますか、協議は進んでおりますか。

○（生活環境）生活安全課長

病院関係で今、御指摘があったのは、新市立病院ができた後のことかと思いますが、現在、新市立病院開院後ということで、現在の小樽病院の隣の場所に新市立病院ができる予定になっておりますけれども、その中では、現在も市立病院前という停留所が、山手線、あるいは赤岩方面からの路線が新たに入ってきているところでございますが、さらに新市立病院開院後は、停留所を新市立病院前というものに移転して、さらなる利便性を図る予定というところも聞いているところでございます。

さらに病院関係で、あそこの道路は非常に狭い道路でありますけれども、そういう中で、例えばバスペイの設置等も、バス事業者との協議の中で実施していくというふうに予定しているというか、まだ検討段階ではあると思いますが、そういう中で将来的に新市立病院に統合新築された後、そういう検討を進めていくというふうに私どもは中央バスとの協議の中では聞いているところでございます。

○（経営管理）管理課長

今お尋ねがあったもう一点、長橋の医療センターがなくなった後の足という御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、病院局からお答えいたします。

長橋の医療センターにつきましては、専門病院の性格が大きいため、地域の住民の方にも通院されている方はいらっしゃると思いますが、それほど数ではないと押さえております。ただ、やはり今まであった病院がなくなるものですから、患者の意向を今後、調査検討いたしまして、どのように対応できるか考えてまいりたいと考えています。

○林下委員

確かに専門的な病院ですから、地域の住民に限定したものではないということについては理解しております。ただ、やはり地元にとっては、病院がなくなって遠くになってしまうという感覚だけは間違いなくありますので、ぜひこれから折衝していただく段階では、そういう面も十分検討していただけてやっていただきたいと思っています。

それと、本年4月から桂岡から札幌への路線バスが廃止になっております。この情報が入ってきたのが昨年のおごろだったのですけれども、私もそういうことで、委員会でも何とかこういう機会を捉えて、もちろん市立病院や小樽市内で、今、桂岡や銭函の住民は手稲に買物や病院にも行っているという状況が、公共交通がそちらに向かっているものですから、どうしてもそういう傾向があるということで、この機会に何とか銭函や桂岡から小樽市中心部へ、通院や買物の際に使えるような路線を起すべきではないかという提案もいたしました。

そういう面では、現在、やはり銭函地区の住民にとっては、バスの便もなくなったということで不便を感じていると思います。私も朝、小樽に向かってくるバスを見ますと、結構乗っているのです。だから、特にこういうことを意識して対策をとることができないかと話をした経緯があるのですけれども、その点については検討が進められておりますか。

○（生活環境）生活安全課長

銭函・桂岡方面、銭函地区内から小樽方面に住民の方を向かわせる方策というところの質問だったかと思います。

現在、今、ありましたとおり、足としましては中央バスの小樽・桂岡線と、あと小樽方面に向かうものとしましては銭函・桂岡線で、JR 銭函駅まで出てもらいまして、それで小樽方面に向かってもらう、あるいは札幌間の高速バスで向かってもらう、そういう形と、さらにジェイ・アール北海道バスで宮の沢まで行く路線が JR 小樽駅から出ているかと思いますが。そういった路線が現在、整備されているところをごさいますして、その中で現在の路線に加えて、小樽方面へ銭函地区内の住民を向かわせるという方策が何か出てくるかということになるかと思うのですけれども、現状の路線も、確かに林下委員としてはもっと充実させたらどうかというお考えが一つあるのかもしれないのですが、やはりバス事業者としましては、どうしても利用者数などを見込んでの採算性、そこのところを考えての路線設定かと思います。私どもとしましては、現行の路線設定で一定の利便性は確保されているものというふうに感じているところをごさいます。

○林下委員

確かに認識としては、小樽市内に関して言えば、例えば人口規模で言っても、路線バスの状態というのは恐らく全国一いい状態だと理解はしています。ただ、この間ずっと話していますが、路線網としては非常に充実しているのですが、小樽の特徴からいけば、バス停まで行くには、ほとんどの場所が山手に住宅があって、どうしてもおりにかなければなりません。高齢化が進んでいるものですから、どうしても要望として、バス停まで行くのが非常に大変だというものがあります。冬になるとタクシーも利用できないという地域が実は結構あるわけです。

そういうことから、実はデマンドバスの検討について、以前にも議論したことがあるのですけれども、現実問題としては、いろいろな法律を調べますと、デマンドバスには、路線バスに影響を与えないという条件が一つあるのです。そうすると、やはり中央バスの判断がどうしても重要な結果につながっていくことは明らかで、そういう要望にも中央バスの、率直に言って、新聞紙上で株主総会の話も見ていますけれども、人口減少や燃料費の高どまりで、経営に与えている影響は非常に深刻だということで、いかに公共交通といえども、さらに何とかしてくれというのは非常に言いづらい環境であるということは十分理解できます。ですから、そういう意味では、何とか行政としても、ここは知恵の出どころという状態になっているのではないかということです。つまり、行政サービスとしてどこまでこういう市民の要望に答えていくのかということが今、問われているのではないかと思います。単純にバス会社の経営努力や判断に委ねては、なかなかこういう問題は解決できないのではないかと思います。私の発言の趣旨でありますので、せっかく定期的な協議の場も設けてもらっているということでもありますから、ぜひこういう点をしっかりと提起していただいて、対策をとっていただければ非常にありがたいと思います。

いずれにしても、新市立病院が開院するまであと 1 年余りに迫ってまいりました。住民の皆さんは何か通院の足というものを意識しながら、いろいろと考えていると思うので、ぜひ市としても検討していただきたいということで、その辺の決意も含めて御答弁いただければありがたいと思いますので、これで終わります。

○生活環境部長

このバス路線につきましては、今、話の主体は桂岡方面ということではございましたけれども、私どもも年 2 回、中央バスでダイヤ改正の話がありますが、この際に実は市内全域にわたりまして、徐々に本数は減ってきている状況にごさいます。これはやはりバス会社、民間会社ということで採算性を考慮した中で、いかに公共交通機関としての使命、役割を果たすかという、そういう中でそういう状況になってきているかと思います。

札幌・桂岡線が廃止にはなったのですけれども、これも含めまして、完全に足がなくなったかといえば、乗り継ぎでは行けるような状況になっています。幸い小樽市の場合、そういう廃止というふうな状況にはまだなっておりませんが、いずれにしても、この問題というのは小樽市全体の大きな問題かと思いますが、決意といいますか、そういうお話ではございますけれども、非常に大きな問題でございますので、これからも広い視野

で、どのように市民の足を確保していくのかという部分については、引き続き検討していくしかないだろうというふうに思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎小樽西インターチェンジの効果について

北海道横断自動車道の小樽―余市間については、着工して、今、工事が着々と進んでいるかと思うのですが、私も西小樽というか塩谷の住民として、近くに小樽西インターチェンジができる予定になっておりまして、地元としてもこの高速道路の進捗状況を皆さんが大変注視しているというか、関心を持って見ているのですけれども、残念ながら当初の計画から途中いろいろな経緯があって、計画が若干後退したというふうに聞いております。

昭和62年9月に黒松内と小樽間が予定路線区間になったということなのですが、それ以降、現在に至るまで時系列的に、簡単でいいのですが、説明していただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

黒松内―小樽間の経過ということですが、まず、昭和62年に、黒松内―小樽間が予定路線区間となりました。

その後、平成3年に、倶知安―小樽間が基本計画区間に昇格、9年には、黒松内―倶知安間が基本計画区間に昇格、つまり、ここで黒松内―小樽間が全て基本計画区間になったということでございます。

また、11年12月には、余市―小樽間が都市計画の決定ということになりまして、11年、同じ年なのですが、このときに第32回国土開発幹線自動車道建設審議会が開催されまして、余市―小樽間が整備計画区間に昇格しております。事業費につきましては1,270億円となっております。

また、16年には、この事業費が変更になりました。コスト削減ということでございます。

また、18年にも、同じくコスト削減が行われております。2回のコスト削減でございます。

そうしまして、18年4月に、余市―小樽間が東日本高速道路株式会社によりまして事業着手されております。

以降、地域説明会などを行いまして、工事に至っております。

○中村委員

平成11年に都市計画決定がなされたということなのですが、小樽西インターチェンジに関して、今、近くを通る主な道路といいますと、道道小樽環状線があります。それと、もちろん国道5号があるのでありますが、当初私たちが聞いていたのは、まず、国道5号に1本、小樽西インターチェンジから道路が接続すると、塩谷小学校通線です。もう一つは、道道環状線に接続するというふうにお聞きしたのですが、今、説明いただいたそういう経過の中で、それらが変化いたしました。計画が変化しましたが、何がどのように変化したのか、削減されたのか、その辺を説明していただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

2回のコスト削減があったわけですが、第1回目につきましては、平成15年の国土交通省の国土開発幹線自動車道建設会議、いわゆる国幹会議で決められたわけですが、縦断線形の見直しによる盛土の高さの縮小や、橋梁から盛土への変更、これは橋のほうが高いものですから、これを土を盛ることによって事業費を削減したということでございます。また、照明設備、トンネル設備等の仕様・基準の見直しなどといったことにより、事業費を削減したと聞いております。

また、2回目のコスト削減につきましては、18年の国幹会議で決められたわけですが、ジャンクション整備の一部方向の先送り、それからトンネルの施工技術の向上による事業費削減といったことによりまして、コスト削減をしたというふうに聞いております。小樽市におきましてどこをどのようにという詳しい話は聞いておりま

せんが、恐らくジャンクションについては、朝里のほうにありますけれども、この 2 回目のコスト削減で減ったものではないかと聞いております。

ほかの部分についての詳細は、小樽開発建設部から伺ってはおりません。

○中村委員

小樽西インターチェンジに関してなのですが、昨年この件で、小樽西インターチェンジからの件で触れたことがありますが、最上に抜けるトンネルを道でやっていただけということで、あのタイミングでお聞きしたのですが、塩谷小学校通線が、都市計画決定をされて、平成 11 年ですね、今、私どもは凍結されているというふうに聞いていたのですが、これに関しては、先ほどの高速道路本体のコスト削減計画とはまた別扱いになっているということなのですか。先に進んでいないというだけの話なのですか。都市計画決定がされたけれども、用地買収もまだされていませんし、そのままになっているというだけの話なのでしょうか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室長

事業費に含まれる分といたしましては、国が今、東日本高速道路株式会社、NEXCO 東日本に事業を行ってもらっているということをごさいます、実際、NEXCO の事業につきましては、小樽西インターチェンジにつきましては、料金所の部分までということになっております。つまり、その部分までが事業費の話でして、削減ということになりますと、また、それより先の部分はそこに含まれているかどうかということについては、国もはっきりと言わないのです。恐らくは、NEXCO の事業としては料金所のところまでですので、その先につきましては、今、道道ということになっておりまして、小樽西インター線というのを北海道でつくってございまして、それが小樽環状線に接続するというようになっております。都市計画決定上では、さらに国道まで接続するというにはなっておりますが、私どもではその辺までしか押さえてはおりません。

○中村委員

西小樽に住む方々にとっては、私もそうなのですが、この高速道路が完成すると、小樽西インターチェンジから乗って道央圏、札幌圏にすぐに行くことが可能になるわけですし、その辺も大変ありがたいと、早く完成してほしいと期待しているのですが、同時に、この小樽西インターチェンジが完成したときに、小樽のどの地域の方々がこのインターチェンジを利用するのか、いろいろと考えた場合に、今、暫定的に小樽—余市間ですけれども、その先、ずっと黒松内のほうまでつながっていくのですけれども、そうなったときに、小樽市民が、対後志の関係において、後志へ行く場合に、中心部から出発するかなりの方々がこの小樽西インターチェンジを使わざるを得ません。これが最も時間がかからないし、安定的に高速道路に乗って後志方面へ行けるルートなのだと、上り口なのだということがあるわけです。

ちなみに、例えば後志から小樽へ来る場合、観光客や物流の関係、あるいは一般の方々が用事で小樽へ来る場合に、やはり小樽西インターチェンジでおいて、今、最上のトンネルを抜けますけれども、それで小樽の中心部へ入ってきたり、先ほど言いました塩谷小学校通線を通して国道 5 号に接続して、そして市街地に入ってきたり、あるいはオタモイ・幸・長橋地区、さらに手宮方面、祝津・高島方面、こちらも観光で今、頑張っていますが、そういう方向へ行ったりする場合も小樽西インターチェンジを使うのが最適なのではないかと思えます。

今回この質問をするに当たりまして、小樽西インターチェンジからまち場までどれくらいの所要時間で到達するのかいろいろと実験してみました。私なりに工夫しまして、ストップウォッチを持ってタイムをはかってみたのです。そうしますと、例えば小樽西インターチェンジ付近から市役所へ来る場合に、11 分ぐらいで着くわけです。逆に、市役所から後志方面へ用事があって小樽西インターチェンジから乗る場合に、大体同じような時間がかかるのではないかと思います。もちろん信号でつかまった場合には時間が若干前後します。そういうこともあるので、何回も車を動かしてタイムをはかってみたのですが、平均で 11 分ぐらいで着くのです。あと、例えば入船十字街、それから稲北の交差点、それから港湾室のあるあたりです。例えば入船十字街にも平均 11 分台で着きます。ほ

かも大体11分、せいぜい12分あれば市街地には着くのです。これは一般乗用車で私が実験したわけですから、全てそうなのかというのはなかなか言いにくいところがあります。例えばトラックや観光バスでは若干違ってくるかと思うのです。

それで、例えば今、小樽と後志との関係で、災害のことなどで、この間も連携して一緒に訓練をやりましたが、原発の関係で後志から患者などが小樽へ入ってくるということも今後、想定しておかなければいけないのではないかと思うわけなのです。例えば後志の大きな病院から救急車が患者を乗せて小樽に向かってきた場合に、新市立病院や小樽協会病院、小樽掖済会病院、今、済生会小樽病院は新しくしていますけれども、そういった中心街にある主な病院に大体どれくらいの時間で着くかということも想定しておかなければいけないのではないかと思うわけです。

それで、消防本部に、今、市内で運用されている救急車について、一例としてお聞きしておきたいのですけれども、これまで毎年、かなりの回数、救急車が出動していると思います。年間大体どれくらいの回数、出動されているのか、まずこれをお示してください。

○(消防) 警防課長

ただいま、年間の救急件数についてお尋ねがありましたけれども、平成24年中は、1月から12月でございますが、6,044件の救急出動がございました。

○中村委員

小樽西インターチェンジ付近から、例えば市立小樽病院に搬送した事例があるかと思います。それを聞かせてください。

○(消防) 警防課長

小樽西インターチェンジ付近からの救急搬送というお尋ねですけれども、以前、消防本部で、JR塩谷駅付近から市立小樽病院へ搬送したケースを拾ったケースがございました。平成23年のデータではございますけれども、これが13件ございまして、4月から11月の間は10件、この間の平均は12.4分でした。さらに、1月から3月及び12月の積雪期、この間は3件で平均12.3分でした。

○中村委員

冬が12.3分ということで若干予想外に時間がかからないのだなと思います。12.3分、12.4分で小樽西インターチェンジ付近から市立小樽病院まで着くわけです。新市立病院を建設しますけれども、隣ですから、時間的には5秒、10秒といった誤差で済むかと、大体同じような場所と想定していいのではないかと思います。仮に後志方面から、高速道路が完成して、高速道路を通過して患者を運んで、小樽西インターチェンジでおりて、市立小樽病院、それから向かいにある小樽協会病院といったところに搬送される場合は、大体同じようなコース、時間で病院まで搬送できるのかなと思うのです。今、冬は12.3分、夏は12.4分でしたけれども、平均すると12.4分ぐらいで、小樽西インターチェンジ付近からどういうコースで、救急車についてはそれなりにいろいろな状況が考えられると思いますので、ケース・バイ・ケースかと思いますが、少なくとも、今、答弁してもらったケースでは、市立小樽病院までというコースをたどりましたか。

○(消防) 警防課長

消防車の状態や天候、道路状況等にもよりますけれども、通常は道道小樽環状線から国道5号を通りまして、住吉神社前から市立小樽病院に入ってくるのが一般的な経路です。

○中村委員

それは稲北から小樽駅前を通るコースということでよろしいですね。

それで今、小樽西インターチェンジから、先ほど塩谷小学校通線の件に触れましたけれども、もし将来的に、予定どおり道につくっていただいて完成すれば、距離、時間からして、今、例えば救急の場合、1.9分、約2分短縮し

ます。そうすると、高速道路が完成して、小樽西インターチェンジからおりて、当初の予定どおり塩谷小学校通線をつくっていただけるとすれば、そのコースを通過して、小樽西インターチェンジから10分かかるので、9分台で新市立病院まで患者を搬送できることになるのです。救急車はやはり主な道路を通過して安定的に患者を運んでいかなければならない、1分1秒争いますから、安定的なおかつ迅速に患者を搬送しなければいけないということだと思っておりますけれども、例えば後志から今、申しあげましたようなルートで患者が搬送されてくる場合に、それよりももっと安定的に短時間で新市立病院まで運ばれるコースというのは想定されますか。

○(消防) 警防課長

ただいまの御質問なのですが、仮定の話ですので何とも言えないところなのですが、幾つかの道路があった場合には、選択肢としては増えますので、そのときそのときに一番都合のいい道路を選択するということになるかと思っております。

○中村委員

救急車の性格上、いろいろなケースがあろうかと思うのですが、シミュレーションとして、救急隊の方々とやりとりをしている中で、今、考えられる中では先ほど申し上げたルートが、いろいろと選択肢はあろうかと思いますが、ベストなのではないかと思っております。なおかつ、小樽協会病院、小樽掖済会病院と、より時間がかからない場所に位置している病院もあるわけですので、救急に関しては、先ほど言ったルートがやはり最善なのではないかと思うわけです。

同時に今、救急の例ですけれども、例えば一般車でもいろいろと、救急車の場合は信号でとまらずに行きますから、ただし、場合によっては、患者を運ぶ場合に、患者の家族が救急車よりも先に病院に着いてしまうということもあろうかと思うのですが、先ほど入船十字街や市役所、稲北、小樽駅前など、いろいろなポイントでタイムをはかってみますと、その結果、11分ないし12分でいろいろな数字が出てきますけれども、市立小樽病院に関しまして、私が一般車を運転して市立小樽病院に行く場合に、同じような数字です。一般車ですから当然、信号で待たなければいけないけれども、一般の車の流れがありますが、その車の流れに乗って普通の速度で市立小樽病院へ向かう場合も、大体12分台で市立小樽病院に着きます。逆も同じです。まち場から小樽西インターチェンジへ行く場合も同じような時間で、例えば先ほど言いましたように、市役所に来るのに11分台で着きますので、その逆も同じような時間で小樽西インターチェンジ前まで行くのです。それを考えますと、西小樽全体にいる方々が後志へ行く場合に、ルートとしてはやはり小樽西インターチェンジを使う市民がかなりの割合を占めるだろうと思われるのです。

過去の市議会の議事録を見ますと、残念ながら、小樽西インターチェンジは何の役にも立たないだろうという発言が見受けられてきて、そのようなことはない、小樽にとって、小樽西インターチェンジも、対後志を考えた場合、非常に重要なインターチェンジでありまして、なおかつ地形的にも、小樽へ入ってくる場合に、小樽西インターチェンジの今の位置というのは、物理的に考えても最善ではないかと思っております。いろいろと選択、調査もされたのだと思うのですが、そういうところに位置してしまっていて、例えば天神の新幹線の駅ができる付近に、何とかインターチェンジ、高速道路ができないかと、過去に私も交渉してきた経緯があるのですが、物理的にどうか、あるいはコストの面で非常に厳しく、あそこはなかなか難しいということでした。やはり小樽西インターチェンジを利用せざるを得ないのかなと思うのです。

今、申しあげましたように、小樽西インターチェンジも、小樽にとっては非常に重要なインターチェンジですし、将来、ここの整備について、塩谷小学校通線も含めまして、声を出さなければ塩谷小学校通線もなくなってしまうのではないかと、道の担当の方々と話しても、それからNEXC O東日本の方と話しても、それはおっしゃっています。ですから、諦めずに、今、最上にトンネルを抜いていただきますけれども、これは大変ありがたい、同時に、塩谷小学校通線、国道5号と接続する、特に長橋、オタモイ、西小樽全体の方々のことを考えますと、今まで長い間待ってきたわけです。札幌へ行くにもバイパスの上り口まで、あるいは朝里まで回っていかなければ

ならない、蘭島の方はかなりの時間をかけてかなりの距離を運転してバイパスまで入っていくわけです。それを今まで、札幌自動車道ができた1971年以来、何十年間待ってきたわけですから、今、仮に5年後に完成したとしても、その整備がまだ十分でないために、残念ながら西小樽の方々の不利益というか、そういうことがありますので、ぜひ諦めずに声を出し続けるということが、私はその土地に住む住民の一人としてもやっていかなければいけないのではないかと思います。その点、市の皆様にもくれぐれもお願いして、質問を終わりたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○新谷委員

◎市民の参加・協働によるまちづくりについて

初めに、第6次小樽市総合計画の中の市民参加・協働によるまちづくりについて伺います。

時期的に後期実施計画策定に入っていると思いますけれども、前期実施計画の総括、評価、また後期実施計画の取りまとめ状況、また、いつその成案が議会に示されるのか、お知らせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず、進捗状況についてでございますが、作業の流れといたしましては、これまでの実施事業の実績や課題といったものを点検いたします。それを基に後期実施計画事業の検討という流れになりますが、その一連の流れにつきまして、現在、各担当部で作業中でございます。

次に、その報告の時期という部分でございますが、それぞれ取りまとめを行いまして、点検結果につきましては平成25年第4回定例会において、それから後期実施計画については、まず素案を25年第4回定例会において報告し、計画は26年第1回定例会での報告を予定しているところでございます。

○新谷委員

総合計画の中で、市政運営の三つの基本姿勢の一つに、市民参加・協働によるまちづくりの推進を打ち出しております。その中で、「福祉、観光、教育、まちづくりなど様々な分野で市民の自主的活動の幅が広がりつつ」とありますけれども、現在、どういう団体、また地域があるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

地域で自主的に活動されている団体にどういったものがあるかという御質問かと思っておりますけれども、第6次小樽市総合計画の策定時点では、自主的に活動する団体といたしまして、例えば小樽雪あかりの路で活動する団体や、高齢者の生きがいの場の創出といったものをつくっていく団体、こういうものを意識しておりました。これらの団体は現在もまちづくりの一翼を担っております。それ以降、総合計画策定後に新たに活動を開始した団体といたしましては、例えばですけれども、祝津地区でニシン漁の繁栄の関係で文化の保存ということで活動されている団体もございまして、それから小樽市全域になりますが、まちの魅力を再発見いたしまして、それを発信していく、そういった団体なども積極的に活動されていると認識しております。

○新谷委員

これから制定する小樽市自治基本条例でも市民参加・協働のまちづくりの推進をうたっていますけれども、これはどういう形で進めていくのか、お考えがあったらお示してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現在、策定中の自治基本条例で、市民参加・協働のまちづくりをどのように進めていくかという御質問かと思えますけれども、現在、自治基本条例の原案につきましてパブリックコメントを実施させていただいております。その原案の中で、まず、「まちづくりの基本原則」ということで「情報の共有の原則」を掲げております。この内容は、市から市民の皆さんへ一方的に情報を提供するというだけではなく、お互いに情報を共有しようという、その大切さをうたっている内容になります。これが市民参加・協働を進めていく上での、まず一つの大きな原則になっております。

実際のまちづくりへの参加・協働の具体的な手法なのですが、これまでも各種計画の策定などといった場合には、審議会を実施しまして市民の参画をいただく、また、事業を実施するに当たりまして、市民の皆さんに集まっていただいて説明会を行う、それから、市民の皆さんから手紙や紙で御意見をいただくパブリックコメントを行う、こういったものを市民参加機会の提供ということで行っております。今回この条例の中で努めていく部分で、一層の制度の充実、仕組みの整備についても考えていく必要があるのではないかと考えております。

○新谷委員

具体的にこのように進めますなどということは今後ということ、なかなか時間がかかりそうですけれども、既に地域ではまちづくりを一生懸命やっているところもあります。

それから、ほかの自治体で参考にするまちづくりもあると思います。札幌市には、市民まちづくり活動促進基本計画があって、その背景は、赤ちゃんから高齢者まで全ての市民が健康で元気に過ごせるまちにしていきたいとした市民の自主的活動で、それを支援するために、各区にまちづくりセンターがあって、場所はコミュニティセンターであったり、小さな会館であったりしていろいろなのですけれども、そこで市民が自主的な活動を行っています。

小樽市の市民参加・協働によるまちづくりの中の文章には、「地域の住民や団体など多様な主体と連携する地域コミュニティの強化を図ります」とあります。その点では、みんなが集まれる場所の問題などもありますけれども、小樽市でも、市民との協働を進める上で、札幌市のようなまちづくりセンターが必要になってくるのではないのでしょうか。

○（生活環境）浅野主幹

地域コミュニティを図る上で住民が集まれる場所として札幌市のようなまちづくりセンターが必要ではないかという御質問ですが、小樽市は町会の約半数が町会館を持っておりますけれども、札幌市に確認したところ、会館を持っている町会は、小樽市と比べてかなり少なく、1割程度ということです。そのような状況もあって、町会の会合の場所などとして、まちづくりセンターが利用されているようです。各自治体により現状の違いがありますが、小樽市では、地域コミュニティの場として町会館が活用されておりますので、市として町会館の建設、改修のため助成を行っておりますので、御理解願います。

○新谷委員

そうなりますと、箱物というふうになって、市民の参加・協働によるまちづくりとはまた違った意味合いになるのではないかと思いますけれども、札幌市のまちづくりセンターは、確かに町会館が少ないという問題もあって、新たにコミュニティセンターを建てたりもしておりますが、もっとソフトの部分で市民の活動を応援していくというまちづくりセンターになっているわけですから、そういうものが必要ではないかと思うのです。それはどうでしょうか。

○（生活環境）浅野主幹

札幌市のまちづくりセンターの機能として、今、おっしゃったような機能もあるということで、小樽市にはない機能かと思えますけれども、小樽市の進め方としては、町会活動支援員の配置や、町会長との定例連絡会議等も行っております。札幌市のまちづくりセンターの例につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思えます。

○新谷委員

今までにはない新しいまちづくりを進めていくというか、それが一つの大きな眼目ではないのかと思うのです。わざわざ自治基本条例を制定して進めるわけですから、その辺については、今までのような町会活動とはまた違った、そういうものをつくっていくし、つくられていくのではないかと思います。

それで、今、参考にしていきたいということでしたけれども、後期実施計画に、市民参加・協働のまちづくりとして、まちづくりセンターの位置づけを考えてはいかがでしょうか。企画政策室に答弁をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

後期実施計画にまちづくりセンターの部分の位置づけを、という御質問だったと思うのですが、おっしゃるとおり、まちづくりセンターの重要性というのは、十分認識しているつもりではございます。ただ、以前から申し上げている部分、財政的な部分もございます。それから、先ほどおっしゃってました札幌市については、小樽と札幌で違う現状の部分がございますので、そういった部分を踏まえながら、後期実施計画の中でこういった形で考えていけるのかというのを検討といいますか、判断していきたいとは思っておりますが、その時点で、すぐに実施計画で登載できるかというのは、また別な話になってくるかと思えます。

○新谷委員

いろいろと難しい課題だと思いますけれども、今までとは違った形のまちづくりを進めていくということでは、ぜひ参考にしながら検討していただきたいと思います。

◎買物弱者について

次に、買物弱者の問題です。

残念ながら市内の小売店が次々と閉店して、地域によっては食料品を買えない、また現実に買物に行けないという買物弱者の問題があります。こうした問題から、平成23年度、24年度に、農林水産省食料産業局食品小売サービス課が各自治体に食料品アクセス問題に関するアンケート調査を行いました。これに回答されていますか。

○（産業港湾）三船主幹

食料品アクセス問題に関するアンケートにつきましては、産業港湾部の商業振興担当から、平成23年度、24年度、回答しております。

○新谷委員

この中で「食料品の買い物や飲食が不便・困難な住民への行政による対策」の設問があり、「実施している」「実施を検討している」「実施していない」の項目と、それから七つの施策を選択するようになっておりますけれども、どのように回答されたのか、この中身についてお知らせください。

○（産業港湾）三船主幹

平成24年度の回答から説明したいと思います。

まず、「宅配、御用聞き、買い物代行サービス等に対する支援」の項目で、本市では独居高齢者等給食サービスを実施しておりますので、これは「実施している」と回答いたしました。

それから、「共食、会食等の共同の食事サービス等に対する支援」の項目では、福祉部門とも相談し、検討中であると回答いたしました。

それから、「その他」という項目で、買物弱者関連の情報発信などについて、市の補助制度である商店街活性化事業助成の活用が可能でありますので、「実施している」と回答いたしました。

○新谷委員

同様に「民間事業者等の取組」についても設問がありますが、どのようにお答えになりましたか。

○（産業港湾）三船主幹

「民間事業者等の取組」についてでありますけれども、「移動販売車の導入・運営」の項目で、コープさっぽろの移動販売車が市内を循環しておりますので、「実施している」と回答いたしました。

また、「宅配、御用聞き、買い物代行サービス等」の項目で、商店街や市場などからの聞き取りにより、多くの商店が宅配等のサービスを実施している実態がありましたため、「実施している」と回答しております。

○新谷委員

改めてお聞きしますが、小樽市として買物困難地域を把握しておりますか。

また、平成23年7月に高齢者一般調査を行い、買物サービスについてアンケートを行っておりますけれども、買物サービスを利用したいという理由と、希望する買物サービスとして、どのようなことが挙げられておりますか。

○（産業港湾）三船主幹

まず、買物困難者のいる地域についてでございますけれども、産業港湾部としては調査しておりません。

○（福祉）地域福祉課長

平成23年度に福祉部で調査しました高齢者一般調査の報告書の中で、買物サービスに対する複数の質問をしまして、回答を得ています。これは3年に1回改定しています小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の見直しをする際の参考とするために実施したものでございます。

御質問の、まず、買物サービスを利用したい理由についてでございますけれども、一番多かったのが、店までの距離が長いというもので、回答の約3割でございます。あとは、近くの店の品ぞろえが少ない、バス停まで遠い、運転ができないという回答が多くございました。

それから、望む買物サービス、どのようなことをサービスの中で望んでいるかという御質問でございますけれども、回答といたしましては、家まで配達してほしいというのが半分以上を占めておりました。続いて多かったのが、カタログで注文して配達するようなサービスを望むというのが多い回答でございました。

○新谷委員

先ほど、市の施策として、商店街活性化事業助成で宅配も行っているということなのですが、これはあまり知られていないと思うのです。どのぐらいの人が活用しているのか、その辺は調査されてますか。

○（産業港湾）三船主幹

商店街活性化事業助成によってということなのですが、この制度を使つての宅配の事業に対する支援は可能ではありますけれども、現在、事業として商店街団体や市場が単位として宅配しているという実態にはございません。

○新谷委員

先ほど聞いた商店の宅配というのは、市が何か支援して行っているものではなく、自主的にやっているということだったのですか。

○（産業港湾）三船主幹

多くの商店では、古くからのなじみの客がメインになりますけれども、宅配ということで、各家庭まで、例えばですが、夕飯の魚を何千円分を見繕って持ってきてというような要望や、漬物を漬けたいから大根を運んできてくれという八百屋に対する注文、そういったものにそれぞれの店でかなり応えているということです。また、帽子屋から聞いた話ですが、婦人物の緑色の冬物の帽子が欲しいと言ったら、それを10個、20個車に積んで持って行って見せて、その場でお買い上げいただくといった取組も結構多くの店でやっていたりしました。ともに、店独自でやっているということでもあります。

○新谷委員

この商店街活性化事業助成では、宅配、御用聞きなどのサービスについて積極的に情報を発信することもできるわけです。こういうことをする上で、支援が足りないのか、それとも事業について、わかっていないということはないと思うのですが、支援が足りないのであれば、ぜひこの宅配などに、そういう事業にももう少し回るように予算を増やしていただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

予算を増やしてほしいという御要望ですけれども、市の商業振興施策に関する部分の財布というのは一つしかございませんので、やはり事業者の方々がどのような事業をするかということをお考えになって、制度を活用されているということでもあります。例えばイベントに補助をして、なおかつ宅配に補助をしてということは難しいだろうと考えているところですが、こういった宅配等、買物弱者の方々への支援というのは、これから必要性がもっと高まってくると思われまますので、今までも機会あるごとに会議等に出席させていただいて資料も渡して説明申し上げてまいりましたが、そのような努力を継続してまいりたいと考えております。

○新谷委員

今後もそういうことで検討していただきたいです。

それから、民間事業者、コープさっぽろの移動販売ということですが、これは小樽市がお願いしたものなのか、地域的にはどのような地域に行っているのか、お知らせください。

○（産業港湾）三船主幹

コープさっぽろの移動販売車の巡回地域と曜日について、まずお答えいたします。

木曜日が朝里・最上など、火曜日と金曜日が塩谷・オタモイ・高島など、水曜日・土曜日が蘭島・忍路などの地域を回っておりまして、週 5 日走っております。

このコープさっぽろの販売車なのですが、小樽市内を走り始めたときは週 2 回のみでありまして、コープさっぽろ余市店を拠点としておりました。蘭島・塩谷地域のみ巡回していたところですが、昨年、コープさっぽろ本部の移動販売車事業部長と話をさせていただく機会がございまして、その際に巡回の条件や問題点等について情報交換をいたしました。本市からは、特に冬期間の最上や松ヶ枝など山手地域のニーズについて説明申し上げまして、巡回していただけるようお願いしたところでございます。その後、11月に、この巡回販売の拠点が富岡にあるみどり店に変更になりました。その上で、朝里地域や山手地域などがエリアに加わりまして、週 5 日の巡回という形になったものでございます。

○新谷委員

先ほども、この宅配はこれからますます需要が増えるだろうと、確かにそうなのです。高齢者が増える中で、その地域に住めるかどうかというのは、その地域に店があって買物ができることが大きな条件になっています。そのためにも、先ほど言った商店街活性化事業助成をもう少し拡充することを望みます。張碓町、春香町、先ほど出ていましたように、バスの便が悪い、本当に不便なところで、交通の便が悪いから札幌に引っ越すという人も、あんな狭いところで 3 人もいるのです。そういう事情ですから、やはり移動販売についてお願いして、もう少し拡大してもらいたいということもお願いしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

今、お話がありました張碓地区など、札幌寄りの部分になると思っておりますけれども、現在、小樽のみどり店から出ている移動販売車がそちらまで回れるかどうかは別にして、また違う拠点から走らせていただくことができないか等について、今後ともコープさっぽろの本部との情報交換や、こちらからの情報提供といった努力を続けてまいりたいと考えております。

○新谷委員

◎JR 銭函駅のバリアフリー化について

JR 銭函駅のバリアフリー化です。

この前、銭函地域の交通事情を聞きました。先ほど、民主党・市民連合の林下委員への答弁では、交通は十分確保されているのではないかということでしたけれども、私にはそういう認識は全くありません。住民の声を聞いているのでしょうか。どういう実態か、中央バスの小樽・桂岡線はどのぐらいの便数が運行しているのか、それからジェイ・アール北海道バスの時刻表を調べて、そして住民の声を聞いているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

今、新谷委員から御指摘がありました項目、先週の予算特別委員会の銭函地区の交通事情ということでの再度の御質問かと思えます。そのときに答えました内容とほぼ同じ内容となってしまうところではありますけれども、確かに事業者には、便数につままして地域からのいろいろな要望もあるものと認識はしております。ただ、そうした中で、事業者も公共性を確保することとあわせて、利用者数に応じての採算性ということもどうしても考えていかなければならないという事情もあるところでございます。その中で、この銭函地区について、中央バス、ジェイ・アール北海道バスと、いろいろと指摘がありましたけれども、そちらも事業者におきまして、そういう採算性等を考えた便数というのを出しているものと思っております。そうした中で、私どももこれで十分なのかと言われれば、確かに十分という表現では疑問も確かにあるというのもわかるところでございますけれども、一定の利便性は確保しているものというふうに認識しているところでございます。

○新谷委員

それはもっと具体的に調査した上でお答え願いたいと思います。中央バス小樽・桂岡線も便数が本当に少ないですし、この前も言いましたけれども、ジェイ・アール北海道バスも 1 時間に 1 本もないときもあるのです。

それで、小樽のほうに来るのが本当に便が悪いので、札幌まで通院する人が多いと聞いています。せっかく小樽病院が新築になるわけです。新市立病院に通ってもらいたいと、新しい病院になるわけですから、そういうことでは今こういうバスの事情から、JR を利用せざるを得ない、利用が多いわけです。ですから、こういう時期に、せっかく新築の時期で大変よいチャンス、これが大きな理由になるわけです。その点で、JR 北海道に積極的に働きかけるチャンスではないかと思いますが、いかがですか。

○（生活環境）生活安全課長

今、こういう地域の事情に鑑みて、JR 北海道に働きかけるチャンスではないかというところでございますが、確かに地域からの要望、金曜日の予算特別委員会でも話しましたとおり、これまでも議会に陳情が出ているところでございますし、あと、銭函地区の連合町会といったところからも平成 22 年から要望書などは出ているところでございます。そういうものにつままして、そういう意見があるということは、もちろん JR 北海道に、要望があるたびに伝えていくところでございますので、地域の要望につまましては、今後とも JR 北海道には、要望が上がり次第、内容につまましては伝えていくというふうに考えております。

○新谷委員

先ほども言いましたけれども、住民の実態をやはりよく調査していただいて、それから、JR 北海道との交渉は建設部まちづくり推進課の所管だということですが、こことも連携して行っていただきたいです。

それから、私は建設常任委員会におりますので、ここでも質問したら答えられるようにしていただきたいと思えます。その点について伺って終わります。

○（建設）まちづくり推進課長

委員から御質問いただいた場合には、私どもの可能な範囲でお答えしてまいりたいと思えます。

○小貫委員

◎健康面でのプール利用の利点について

健康増進面でのプール活用について伺います。

医療法第42条には、医療法人が疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の業務を行うことができる旨の条文があります。この内容と趣旨について説明してください。

○（保健所）保健総務課長

医療法第42条に関するお尋ねでございますけれども、医療法第42条は、医療法人が本来業務に支障のない限り、大きく8種類の附帯業務を認めるものでございます。その一つに疾病予防のために有酸素運動を行える施設について認めているわけでございますけれども、これにつきましては、いわゆる有酸素運動、継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動を行わせる施設でございまして、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものについての設置について、この第42条は認めております。

趣旨についてでございますけれども、国におきましても、国民健康づくり対策の推進の中で、運動型健康増進施設などの認定を行ってきております。この流れを受けて、医療法人が疾病予防運動療法を実施できるようにしたのが、この医療法第42条の趣旨でございます。

○小貫委員

そこにはプールが含まれるということよろしいですか。

○（保健所）保健総務課長

基準については、具体的にプールという文言はございませんけれども、トレッドミルといった全身の運動をするような施設ということで、プールも場合によっては、国の判断の中で認定される基準に適合すれば、そういったものに入るかと思いますが、プールについては、具体的に基準の中には示されておられません。

○小貫委員

次に、厚生労働省の運動型健康増進施設の認定について伺います。

認定の条件について御説明願います。

○（保健所）健康増進課長

厚生労働省の認定基準でございますが、6点ございます。

- 1点目、有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置。
- 2点目、体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置。
- 3点目、生活指導を行うための設備を備えていること。
- 4点目、健康運動指導士及びその他運動指導者等の配置。
- 5点目、医療機関と適切な提携関係を有していること。
- 6点目、継続的利用者に対する指導を適切に行っていることでございます。

○小貫委員

この厚生労働省の認定を受けた施設というのは、どのようなメリットがあるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

この運動型健康増進施設の中に、さらに基準を満たしているものということで、指定健康療法施設というものがございます。それに認定されますと、高血圧、高脂血症、糖尿病を主病とした場合、診療報酬点数の生活習慣病指導管理料が医療機関としては算定できます。

利用者のメリットとしては、健康保険を使ってサービスを受けることができます。また、そのサービスの利用料につきましては、所得税法に基づく医療費控除の対象となっております。

○小貫委員

つまり、これらのことというのは、予防医療というか、健康づくりに焦点が当てられてこのようになっています。それで、健康増進法の下で、昨年、第 2 次の健康日本 21 が作成され、今年度から適用するとなっていますが、この第 2 次の健康日本 21 の趣旨について御説明願います。

○（保健所）健康増進課長

健康日本 21 の趣旨でございますが、こちらは、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果として社会保障制度が持続可能となるように、ということになっております。

概念としては、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防や社会生活機能を維持・向上させることで、個人の生活の質の向上を目指す、また、健康のための資源へのアクセスを改善すること等を通じて社会環境の質の向上を図り、結果として健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現することを目指している、以上でございます。

○小貫委員

つまり、社会保障に国が金をかけたくないから環境整備を行いましょうというのが中身だと思います。

厚生労働省から本年 3 月に出された、運動基準・運動指針の改定に関する検討会報告書には、WHO は、高血圧、喫煙、高血糖に次いで、身体活動不足を全世界の死亡に対する危険因子の第 4 位として位置づけており、と記されています。市民の健康維持のために、小樽市として運動習慣をつけるために呼びかけていることはどのようなことなんでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市としましては、第 2 次健康おたる 21 に位置づけておりますのは、北海道健康増進計画に基づきますウォーキング、ノルディックウォーキングでございます。

○小貫委員

2010 年に国民生活基礎調査というのが行われていて、その概況についてなのですけれども、性別で見た有訴者率の上位 5 症状を説明してください。

○（保健所）健康増進課長

お尋ねの調査の有訴者率、上位五つですが、男性第 1 位が「腰痛」、2 位が「肩凝り」、3 位「鼻がつまる・鼻汁が出る」、4 位「せきやたんが出る」、5 位「手足の関節が痛む」、女性第 1 位は「肩凝り」、第 2 位は「腰痛」、第 3 位は「手足の関節が痛む」、第 4 位が「鼻がつまる・鼻汁が出る」、第 5 位が「体がだるい」でございます。

○小貫委員

何もウォーキングを否定するわけではないのですけれども、このように足腰が痛い、手足の関節が痛むというのが男女ともに高い比率を占めているわけです。さらに高齢者ということになると、割合がさらに増えていくと思うのですけれども、先ほど紹介した、運動基準・運動指針の改定に関する検討会報告書では、足腰に痛みがある等の場合は、どのように配慮するというところで記載されていますか。

○（保健所）健康増進課長

足腰の痛みのある方につきましては、まず、どのような原因かというのをきちんとアセスメントする、どのような病気か、状態なのかということ、きちんと医学的に判断することが必要になります。それに基づきまして、リハビリテーション的なものが必要なのか、それとも日常生活の中で何か生活習慣を改善することによって負担が軽減できるものか、そういう全体的な、まず医学的なアセスメントに基づく運動指導ということになると思います。

○小貫委員

それでは、第 2 次健康おたる 21 の調査において、季節による運動量の変化について、結果を示してください。

○（保健所）健康増進課長

小樽市が調査しました結果でございます。男女ともウォーキングをしていると回答した人が半数を超えておりました。また、運動につきまして、冬になると運動量が減るといふ方に答えた方が、男女とも、冬ということで、12月から2月と回答した方が最も多かったです。

○小貫委員

高齢者のほうが割合が高いということによろしかったですよね。

○（保健所）健康増進課長

年代別におきましては、高齢者ほど冬、12月から2月に運動量が減ると回答しております。

○小貫委員

旧小樽駅前第3ビルにあった室内水泳プールの利用者数について、2006年度における高齢者の月平均利用者数と12月から2月の冬の平均利用者数について示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅前にあった室内水泳プールの2006年度における高齢者の平均利用者数は、月別が577名です。また、12月から2月期の平均利用者数は563名となっております。

○小貫委員

つまり、季節によって変動がないのが室内水泳プールの利用だったということなのです。

ところが、今、市が進めているウォーキングについては、冬、大幅に減るといふことになっているわけです。このように足腰に負担がかからずに、寒い冬がある北海道において通年で運動を行える室内プールというのは、健康づくりという点からも大変有効的だといふことが、これらのデータを見ても明らかだと思います。高齢者の運動習慣を向上させていく上で、室内プールの有効性について、福祉部や保健所の見解をお聞きします。

○（福祉）地域福祉課長

室内プールの有効性についてでございますけれども、福祉部といたしましては、室内プールの運動については、足腰への負担が少なく、体に無理がかからないということで、現在も高齢者水中歩行という講座を行っております。これをきっかけに習慣的な運動に結びつけばいいということで、そういった事業も行っておりますので、冬期間も運動が可能になる室内プールについては、有効性については認めているところでございます。

○保健所長

室内プールの健康づくりにおける有効性でございますが、運動種目には、プールにおける水泳若しくは水中運動をはじめとしまして、いろいろな運動がございます。私どもの立場といたしましては、小樽市民それぞれが御自分に合った運動を選べる環境が必要だといふふうに思っております。

○小貫委員

以上のように、私に取り上げた中でも、室内プールは大変健康にも重要だと思います。市民の負担ということも考えれば市営が望ましいと思いますので、急いで建設が望まれていると思います。これについて、どなたか御意見をいただけたら終わりにします。

○保健所長

繰り返しになりますが、プールにおける運動は、幾つかある運動のメニューのうちの一つといふふうに私どもとしては考えております。

○小貫委員

あとは、総務常任委員会で質問します。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

代表質問のときに聞いたかった教育について 2 点と、それから分限処分についてお聞きします。

◎学校力向上について

最初に、代表質問で聞きました学校力向上に関する総合実践事業でありますけれども、御答弁の中で、これは管理職のリーダーシップの下、実践指定校と近隣校が連携しながら、学校の組織的な取組や実践的な研修を行い、将来のスクールリーダーを育てながら目的を達成するというところであります。簡単に、このスクールリーダーというのはどういう方なのかをお知らせください。

○（教育）指導室主幹

学校におけるスクールリーダーというのは、まず学校改善又は学校をよりよくしていこうということに対して研修又は授業、そういうことについて一生懸命取り組む一般の教員という押さえをしております。

○鈴木委員

あと、後段の御答弁の中に「3校で育った教員が人事異動により他校へ行き、リーダーとして活躍することで、市内全体の学校力及び教員個々の授業力が向上するものと期待をしております」とありました。取組としては、本当にやっていただきたいというか、いいことだと本当に思っております。

それで、一つ危惧されるのは、こういったところでいろいろな研修を積まれた教員が、今、言った一般の教員です、そういった方々がほかの学校に行って、自分たちで習ったことを始めよう、みんな一緒にやろうといったときに、冷ややかな目でといいますか、みんな一緒に頑張ろうというふうになればいいのですが、なかなか浮いた存在になりかねない、そういったときの教育委員会としてのフォローというか、そういうことはどうお考えですか。

○（教育）指導室主幹

学校力向上に関する総合実践事業におけるスクールリーダーの支援についてでありますけれども、まず、これから行われる学校力向上に関するさまざまな取組に対して、教育委員会としても、広く市内の学校へ周知し、稲穂小学校や近隣校で実施される研修会などへの参加を促すなど、本事業の取組が指定校や近隣校だけではなく、全市的な取組となるように支援していきたいと思っております。

また、現在53名の築校小樽塾の塾生など、市内には意欲的に学校経営に参加している教員も多数おりますので、校長や教頭の経営能力の向上を図るとともに、人事配置等も考慮しながら、異動先でも意欲的に取り組めるよう、教育委員会としても総合的に支援していきたいというふう考えております。

○鈴木委員

特にそういう意欲的な教員の方に、そうやって研修を受けていただいて、これから本当に子供たちのためというか、学力向上も含めてなのですけれども、そうやっていただく方が働きやすいというか、教育しやすい環境をつくっていただきたいというのが一つなのです。

それで、この事業の考え方の三つ目ということで、「教師が育つ学校をテーマに、近隣校と連携した初任者研修や、市内の採用4年目までの教員を集めるフレッシュ研修会の開催など、教師力を高める取組を行っています」と、代表質問で答弁がありました。大学の教職課程、そして実務を経て入ってきた方、学生は、本当に燃えているというか、自分たちでクラスを受け持ったらこうしたいなどと、本当に希望に燃えている教員はいらっしゃる、私も話していて、そう思うのです。ところが、この4年目まで、初任者研修はいいのだけれども、古参のもう固まってしまった教員といいますか、その方々に対しては一体どういうふうにして、古参の方でも教え方がうまくて、すごい意欲的な方も確かにいらっしゃいます。今、そうではない方の話ですけれども、そういった方々は、このテーマとしては、どういった形で対処されるのか聞かせてください。

○（教育）指導室主幹

昨年度の実践指定校の報告によりますと、指定校では、初任者を対象にしたミニ研修や、児童の実態に応じた校内研修を実施し、指導案の検討や授業公開など、年齢や経験年数に関係なく積極的に参加しているということでした。稲穂小学校でも、近隣校とともに実施するミニ研修が18回程度予定されており、先日、行われた研修会でも、いわゆるベテランの教員も多く参加して、学校の改善に向けた前向きな意見等を述べておりました。いずれにしても、本事業の狙いは、全教職員がいかに組織的に学校改善を行うかということでありますので、初任者、若手教員だけではなく、いわゆるベテランの教員も含めた研修の充実が求められているところでございます。

○鈴木委員

◎教員研修プログラムについて

二つ目ですけれども、教員研修プログラムということをやられております。1年間に、今年度は全30講座です。もう始まってしまったのもあるのですけれども、そういった研修プログラムは全教員対象ということになっていますが、30講座あるわけですから、対象となる方は、それぞれ全教員というわけではなく、その中で関係者というか、興味がある方ということになるのでしょうか。

そこでお聞きしたいのは、教育委員会で、来るであろう人、例えば今回、50名がこうやって参加したら来るだろうということとか、そういう想定の中で、どのぐらいの割合というか、仕事ですから基本的には出なければだめだという話をするわけですけれども、そういった中で、実際、それで参加していただいている方の割合というのは、どのぐらいなのでしょう。

○（教育）指導室主幹

昨年度は、研修のプログラムについてですけれども、全33講座ございまして、一般教員の参加は、全体の半数程度となっております。

○鈴木委員

半数が多いのか少ないのかというのは非常によくわからないのですけれども、素人的に思えば半分しか出ていないという思いなのですが、それについてはどうなのでしょう。

○（教育）指導室主幹

100パーセントの参加というのが本来目指すところだと思いますけれども、一つの学校から一つの講座に何人も参加するというようになってしまいますので、学校の指導体制、行事、また学校の校内研修等との関係があって、なかなか難しい面があるということも現状でございます。

○鈴木委員

この項で最後に聞きたいことなのですが、教員研修プログラムに、校長がその学校の教員に、あなたは対象者だから出なければだめだというようなサジェスションができていて、そしてちゃんとそういう形で出ているのかを聞きたいのです。結局、基本的には研修でありますから、こういうのがあります、なるべく出て下さいという話ではないわけですよね。そういう体制に小樽の校長のリーダーシップが発揮できているのかということはこの項の最後にお聞きします。

○（教育）指導室主幹

教員の研修につきましては、命令研修、承認研修又は自主的な研修と三つの種類がございまして、基本的に、研修に参加するか否かという部分については、校長の判断に委ねられるところがあります。その点で言うと、本研修が本人に、また、研修に参加した教員が学校に戻ってきて、その研修についてその学校の教員に広く伝えてほしいという場合においては、校長が教員に外勤及び出張の命令を出して参加させているところでございます。

○鈴木委員

教育長にお聞きしたいのですけれども、そういった形で、まず、小樽は教育的になかなか後進であるというよう

なことを今まで言われておりました。教育長が来てからかなり変わったというふうにも思っています。そういった中で、意欲ある教員が自発的というか、自分の思ったように力を出せる環境をつくるという場面をたくさんつくっていただきたいというのがお願いであります。その点と、先ほどの校長のリーダーシップについてお聞かせ願いたいと思います。

○教育長

順序が逆になりますが、まず、校長、管理職のリーダーシップについて答弁いたします。

6月21日の当委員会で上野委員からも御質問がありました、本年、小樽市内の入学式、卒業式を全校どこでも同じ形式でやるという取組を、教育委員会と校長会が本当に一致団結してできた、恐らく小樽の校長会と教育委員会が末端まで一つの取組を完遂したというのは、本当に初めてのことでないかということで、これをなし遂げたということは、校長会にとっても非常に大きな自信になっておりまして、そのリーダーシップを、1人ではなくそれぞれの校長が連絡をしながら、それぞれ情報交換をしながら取り組んでいけたということは、今後の小樽の学校運営、経営をする上で、非常に大きな一つの力になったというふうに感じております。

それと、若い教員の自主研修意欲という面で言えば、先ほど指導室主幹からもありました、築校小樽塾で53名、その塾について私が一番心配しているのは、孤立させないということが一番の大事なことでというふうに思っています、今38校中20校から塾の参加者がありまして、その20校のうち複数の参加があるのは14校です。一番多い学校が8名、5名の参加が2校、4名の参加が2校、3名の参加が3校と、それぞれ複数の教員が誘い合って出てきているという状況にあります。これと、先ほどありましたように、今、稲穂小学校でやっている学校力向上に関する総合実践事業、それらの教員を絡めて、近隣の学校の教員も巻き込んで、全体として、研修意欲といいますか、研修というより積極的にまちづくりに参加しようという発想でやっております。前回、築校小樽塾の中でアンケート調査をしたら、53名の大半から、「ボランティア活動をしたい」「まちの人たちと人脈をつくりたい」「いろいろな市の行事に参加したい」という結果が実は出てきておりまして、こういう若い教員のこれまでにない動きが各学校の中から出てきたということは、私が目指す、教員がこれまで学校の中だけで研修を積んでいたところから、学校から出て市民と一緒にボランティア活動やまちづくりに参加する教職員というイメージに少し意識が変わってきたのではないかとこのように思っています。この運動を徐々に拡大していけば、小樽の教育は相当変わるのではないかと実感しておりますので、毎年、この塾を拡大する、又は新しい研修プログラムを、魅力ある研修を私どもが用意しなければならない、そういうことを繰り返しながら、一步一步、これまでの小樽の足の遅い教職員から足の速い教職員に変換できるものというふうに感じております。

○鈴木委員

◎分限処分について

次に、分限処分ということで1点お聞きします。

5月下旬、自民党の行政改革推進本部が、民間企業の事例を参考に人事評価制度を導入し、3年連続最下位の評価になった場合は、分限免職処分とし、地方公務員も同等の改革を実施するという原案を出したわけでありまして。実際、地方公務員法には、まだこちらは取り入れられてはいないので、本市とは違うのですがけれども、市民の方から、こういう報道を見てこれからなかなか厳しくなるねという話を受けました。そういった中で、人事評価という言葉が入っているので勘違いされている方も、結構いるかと思うので、例えば職員の怠惰な態度など、いろいろなことで分限処分がありますけれども、まず、そのことについて御説明願います。

○（総務）職員課長

分限処分についての種類という御質問だと思うのですが、分限処分については地方公務員法第28条に定めがありまして、大きく分けて二つに分かれております。

一つ目としましては、降任、免職するというので、その場合は、例えば「勤務実績が良くない場合」「心身の

故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」「その職務に必要な適格性を欠く場合」が 1 個目の降任、免職ということです。

次に、もう一つとして休職があります。これは「心身の故障のため、長期の休業を要する場合」ということで行うことができると定められています。

○鈴木委員

先ほどの話ですけれども、市民の方から態度が悪いとか、きちんと働いていない職員はどうされているのですかとか、自助努力とか、中でどういう過程を経て、そういった分限処分にかけているのかということと、どういった中身があるのかを聞かせていただけますか。

○（総務）職員課長

まず、怠惰というお話がありましたけれども、日ごろ、当然、職場で注意・指導は繰り返して、問題行動がある職員に対しては対応していくことになると思います。ただ、この注意・指導を繰り返しても改善されない場合は、小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、又はそれにかかわる訓令などによって、一定の改善指導措置をとることになります。

具体的には、先ほどの話ともかかわりますけれども、まず、日ごろ、注意又は指導を繰り返しても問題行動が是正されない職員に対して、行動記録票というものをつけ始めます。これを本人につけますということで通知いたします。この段階で改善されればいいのですけれども、なおも改善されない場合は、職員分限懲戒審査委員会、市長の諮問機関である委員会を持っていて、そこで諮ることになります。その委員会で、その職員に対して個別指導が必要だと判断された場合は、その職員に警告書を交付します。この後、職場でその所属長、部長になると思うのですけれども、対象職員に個別指導を行う個別指導管理者と指導責任者を指定して、実際に指導に入っていきます。その後、実際に指導が入った後なのですけれども、3 か月ごとに指導期間が分かれていて、最初の指導期間、第 1 期目なのですが、これについては服務規律や勤務態度等の課題の矯正ということで行います。この段階で改善されれば、2 期目ということで、また 3 か月、今度は職務遂行能力の引上げということで個別指導を行います。これで改善されれば終わりなのですけれども、先ほどの第 1 期、第 2 期、それぞれ 3 か月延長はできるのですが、ここで改善されなければ、また分限懲戒審査委員会にかけて、処分の方針を決定していくということになります。

○鈴木委員

最後なのですけれども、言いたいのは、中できちんとそういうことが指導されていて、分限処分は基本的にはきちんと働いていただくことが目的であるわけですから、そういった形ができていますし、遂行していますということを知らせていただきたいということなのです。実際、休職、降格、免職というのはあまり聞いたことがないので、この事例の数だけ示していただけますか。

○（総務）職員課長

昨年度の実績で申し上げますと、市長部局なのですけれども、まず病気休職の関係ですけれども、これは 3 件ございました。次に、降任については、2 件ございました。あと、免職については、ございませんでした。

○鈴木委員

最終的にはそうやって復職していただいて、しっかりと職場で働いていただくためということをお願いできればと思いますが、よろしくをお願いします。

○（総務）職員課長

分限という制度がございますけれども、やはり問題行動を発生させないというのが一番の対策だと思います。そういった中では、やはり日ごろの指導をきちんと行っていくと、また、職員の研修を行っていくことを通して、業務に対する意識、意欲を高めて、未然に防止していくというのが大切だというふうに思っております。

○酒井委員

◎市立小樽病院のがん患者サロンについて

初めに、市立小樽病院で、がん患者サロンというのが、昨年12月からだったと思いますが、スタートしているかと思えます。このがん患者サロンの目的と、それから第1回目から現在までの様子などについて御説明をお願いいたします。

○（経営管理）小樽病院事務課長

がん患者サロンの目的は、国のがん対策推進基本計画に「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会の実現」とうたわれておりますけれども、この趣旨にのっとりまして、がんに関する相談支援と情報提供が医療機関でできるようにということが目的となっております、その手法の一つとして、がん患者サロンが実施されております。

第1回目からの実施状況なのですが、現在、第6回目まで終わっておりまして、毎月1回、第4水曜日に開催しております。午後1時半から1時間半程度の開催でございます、1回目が7名、2回目が8名、3回目が14名、4回目が4名、5回目が6名、6回目が5名と、延べ人数計44名の参加となっております。

○酒井委員

このサロンの様子などについてはどうでしょうか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

このサロンの様子ですが、フリートーキングが基本となっております、参加者の方の側からの自然発生的なニーズに応じていく感じで進めております。ですから、治療に係る話もいたしますが、関係のない話に及ぶこともございまして、自由に、参加者の要望に任せた流れをつくっております。最近で出ましたのは、がん治療中の食生活について聞きたいとの要望がございましたので、当院の栄養士にその次の回に同席を依頼しまして、話をした経過となっております。参加者の方からは、「来てよかった」「また参加したい」「もっと早くこういう会が欲しかった」といった意見をいただいております。

○酒井委員

がん患者本人もそうですし、それから家族の方も、やはりがんという言葉聞いた瞬間から気持ち、メンタル的にも落ちると思えます。その中で、こういうサロンをつくって、情報交換、知識の向上といったものを含めたサロンが開催されていくことは、やはりメンタル的にも非常に強くなるのではないかと思います。

今後の、このサロンがあるというPRと、それから運営についても、何かあればお示しいただきたいと思えます。

○（経営管理）小樽病院事務課長

まず、広報活動、PRの強化についてですが、現在でも小樽病院のホームページに掲載しておりますし、院内広報誌にも数回前に状況を紹介させていただいております。また、開催当時は新聞記事にも掲載していただいたりしていましたが、今後は、今、取り組んでいるものとしては、ポスターを市内の医療機関に配付いたしましたし周知を依頼したり、作成いたしましたパンフレットを院内に設置したり、医療機関に送ったりして周知を進めておりますけれども、これをさらに強化してまいりたいと考えております。また、一度参加された方が継続して参加しやすいように、会の名前がポプラの会というのですけれども、ポプラの会だよりというのを、参加された全ての方に毎回送付することも、今後どんどん継続してまいりたいと思えます。

また、今後の方針、展開ですが、先ほども述べましたように、がん患者サロンは、患者に対するがんの情報提供、情報交流といったものの実施にとって、重要かつ不可欠な取組でございますし、さきに指定を受けました北海道がん診療連携指定病院の指定要件としても必須のものとなっておりますので、当院といたしましても、今後、継続して力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井委員

まだまだ知られていない部分もあります。また、後志に向けても情報を発信していただきたいと思います。

◎オーズ再開に伴う経済効果等について

次に、スノークルーズオーズの再開に伴う経済効果などについてお聞きします。

オーズが昨年11月11日に再オープンしました。それについて、小樽市として、どのような情報というか、昨シーズンの状況について把握されていれば、御説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

オーズのことに关してですけれども、前に経営していた方が経営を断念された中で心配しておりましたが、昨年の早い時期に、本州の、スキー場を建て直すというか、そういうことをされている会社に譲渡されて、例年どおり、昨年11月11日から本年3月31日まで営業されております。

利用者数も、会社から報道発表されておりますけれども、前年度に比べ、ほぼ倍の数字ということで、施設の継続はもとより、継続されて利用者数が倍ということでもありますので、大きな効果があったというふうに認識しております。

○酒井委員

利用者数が非常に伸びたということで聞いております。

それで、この夏に関しては、7月13日から、オーズ春香山ゆり園ということで、北海道最大級のユリ園が開催される予定となっております。この経済効果などはどのように認識されているでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

この夏に開催を予定しているオーズでのユリ園ですけれども、実際の細かな経済効果ということで、数値はなかなかはじきづらいということで、具体的になかなか出せませんが、7月13日から8月25日までという期間に、オーズのグレンデにユリの花を咲かせるユリ園をオープンさせるということで、私どもが調べた中でも、既に札幌や旭川発着のツアーはもとより、道外からのツアーの中にも、ユリ園への入園という形で、多くのものに組み込まれておりますので、観光振興室といたしましては大変期待しておりますし、今後も夏の小樽の見どころの一つに、続けて成長していただければというふうに考えております。

○酒井委員

観光的な部分も含めて来場客が非常に多くなるかと思います。

それで、国道5号からオーズに上がっていく道といいたいまいしょうか、その道が途中まで非常に狭くなっています、近隣の住民の方から何とかならないかという相談も受けております。冬もそうなのですが、夏もこれからバスが通るとい話になると、狭いのではないかと考えているのですが、道路の幅などについて、冬の場合も含めて、小樽市としてはどのように認識されているか、御答弁をお願いします。

○（建設）雪対策課長

冬の道路の状況についてでありますけれども、市としまして、除雪路線にはなっておりますが、スキー場の民間事業者においてそれ以上の管理を求めているということで、同事業者において頻度の高い除雪をしております。道路の管理状態に関しては、冬においては、市でも、定期的なパトロールにおいて適宜、状況を確認しているところであります。

○（建設）建設事業課長

道路の幅員についてでございます。当該道路は春香スキー場通線と申しまして、認定幅員は6メートルでございます。

○酒井委員

今、6メートルということで説明がありましたが、バスが通るには狭いのではないかと感じておりますし、実際、

冬にはバスが交差できなくて、国道 5 号に乗用車が並んでしまうという状況が続いております。これは要望なので、答弁は要りませんが、道路に面して小さい川が流れていまして、そこを暗渠化していただいて、道路幅を確保していただきたいという地元の要望もあります。1 回見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、国道 5 号に関してなのですが、春香スキー場通線に入る部分で、特に冬は、昨冬もそうだったのですが、札幌に帰るスキー客が非常に出にくいという状況で、信号機という話もあったのですが、信号機という、あの辺は 300メートルの間に二つあって、新設はなかなか難しいかとは思いますが。この辺について、対策的なものが何かあればお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

今、酒井委員から御指摘がありました、オーズからおりてくる道と国道 5 号が交わる部分の話でございます。現況につきましては、おっしゃるとおり、確かに信号機がないという状況でございますが、ただ、このおりてくる道を挟む形で、距離にして大体 300メートルの非常に短い距離の間に二つの信号がありまして、信号をつけることはなかなか難しい状況なのではないかと警察も認識している、というふうに伺っております。そうした中で、冬場のスキーの帰りに車が詰まるという状況も伺っております。今後につきましては、確かにそういう状況があるというのは私どもも聞いているところでございますので、どういう対策がとれるのかということにつきまして、警察と協議していきたいというふうに考えているところでございます。

○酒井委員

オーズが復活されまして、いろいろと企業努力もされている結果が、今回のユリ園、それに伴うバスツアーなどという話にもなっているかと思えます。そこで事故があつてからでは遅いという部分も含めて、道路幅の部分も含めて、信号機については難しいかもしれませんが、その辺の交通の安全も含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎公共工事による市内経済への貢献について

最後に、公共事業による市内経済への貢献についてということで、JVも含めて、なるべく地元経済に反映するような形ということで要望を上げております。それで、例えば下請、孫請、それから材料の購入などについてもなるべく市内の業者を使っていたいただきたいということで、取り組んでいただいているとは思いますが、改めてその取組などを聞かせていただきたいと思えます。

○（財政）契約管財課長

工事の発注につきましては、できるだけ市内業者が受注し、地域経済を活性化できるように、発注方法を小樽市では考えております。基本的に、最初の受注業者につきましては、市内業者、地元の業者に積極的に発注するという形でやっております、入札において落札した場合、落札業者に対しまして、契約を締結するときに通知書を渡します。その中身は、建設工事の適正な施工の確保ということで、下請のみならず、前払金や、監理技術者をきちんとつけてくれなどというような 2 枚の文書を渡しております。その中でも、市が発注する工事の施工に当たっては、地元業者、地元資材を積極的に活用して、雇用と安定就労の確保を図るために、小樽市の趣旨を理解してくださいということを書いております。また、その項目の一つの中でさらに、地元及び季節労働者の積極的雇用の確保、地元業者の優先的使用についてという項目の中で、労働者につきましても、できるだけ地元の労働者を使ってください、また、下請や資材の調達を行う場合は、小樽市内に本社を置く業者を優先的に使用するよう努めてくださいという、お願いの文書といたしますか、依頼の文書を渡しまして、できるだけ市内業者に下請をやってくれるようお願いしているところでございます。

○酒井委員

引き続き、市内業者を選択していただくというか、基本はやはりそこにあると思っておりますので、取組をよろしくお

願います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時19分

再開 午後 4 時44分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 2 号平成25年度小樽市一般会計補正予算の否決の討論を行います。

補正予算にはおおた賛成できますが、生活保護総務費の中に生活保護システム改修等経費が計上されています。

生活保護について我が党の川畑議員が代表質問で取り上げ、生活保護基準引下げと、生活保護における扶養義務の強化、いわゆる水際作戦の合法化の問題点を明らかにしました。

多くの反対の声を押し切り、衆議院で生活保護法の一部を改正する法律案と生活困窮者自立支援法案が可決され、8月から生活保護基準の引下げが実施されようとしています。40歳代夫婦と小学生、中学生の 4 人世帯モデルの引下げ額は、現在の支給額と比較し、2013年 8 月に約6,000円、2014年 4 月には約 1 万2,000円、2015年 4 月には約 1 万8,000円となり、生活保護受給者の生活を脅かすものです。

さらに、生活保護基準引下げは、就学援助をはじめ、各種制度の減額、免除に影響を及ぼす市民全体の問題でもあります。

また、生活保護における扶養義務の強化は、生活保護申請者の扶養義務者に対して、収入や資産状況の報告を求めるとの条文を新設し、銀行や雇主にまで報告を求めることができるとしています。親族の資産や収入を徹底的に調べ、生活の苦しい親族にも仕送りを迫ることで、親族間の関係を悪化しかねません。このことは、制度の入り口で申請者を追い返す水際作戦の強力な道具になると批判が強まっています。

こうした生活保護法改悪に対して、6月17日、100人を超す大学研究者らが改悪反対の緊急共同声明を発表しました。総じて、生活保護を権利ではなく施しとし、生活困窮者に恥と屈辱感を与え、社会的に分断排除するものだと告発し、「総ての人々の生存権に対する深刻な攻撃」だと強調しています。

以上のことから、生活保護法改悪、生活保護基準引下げのためのシステム改修費は認められませんので、補正予算は否決とすることを求めます。詳しくは、本会議で述べますが、委員各位の賛同をお願いして討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 2 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 3 号について採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたりまして熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、鈴木副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと、深く感謝をいたします。意を十分尽くせませんが、委員長としての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。